



今回は、「自立支援医療」について紹介します。
自立支援医療とは
 障がいのあるかたがその障がいを取り除くための医療を受ける際に、医療費の一部を負担する制度です。

障がい福祉シリーズ
 トライバリアフリー

トバ!
 とば千やしんじ!!

～その8～

健康福祉課高齢・障害係
 ☎25 1 1 8 3

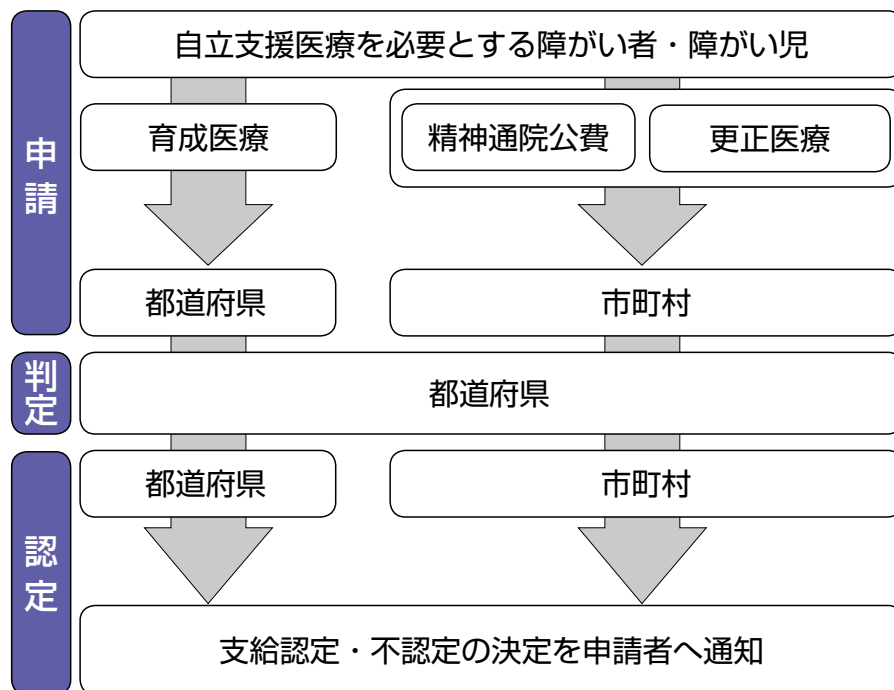
<対象者>
 障がいのあるかたで、入院および通院によってその障がいの一部または全部を取り除く、もしくは軽減すると認められるかた。(県の判定が必要です)

例

- ・心臓疾患のかたの外科手術
- ・腎臓障がいのかたの人工透析
- ・うつ病や統合失調症のかたの通院治療 など

条件により受けられない場合もあります。

申請から認定までの主な流れ



<費用>
 費用負担については、基本的にかかった費用の割を負担していただきます。ただし、世帯の所得水準に応じて、ひと月あたりの負担に上限額を設定します。

<利用方法>
 指定された医療機関・薬局・事業所で利用できます。(医療機関などご自身のかかりつけ医の指定が可能です)
 なお、医療機関をご利用の際には、自立支援医療受給証の提示が必要です。

問い合わせ窓口

		医療名	担当窓口	住所	電話番号
障がい種類	身体障がい	更正医療	健康福祉課	大明東町2-5	25-1183
	精神障がい	通院公費	健康福祉課	大明東町2-5	25-1183
	障がい児	育成医療	伊勢保健福祉事務所地域保健課	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5148

<窓口>
 障がいの種類によって窓口が異なります。まずは、かかりつけの医師にご相談ください